

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 26 年 9 月 2 日 (火) 第 8 6 2 9 号

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (646) (くらしの安心推進課) 2 保安林の指定の解除予定 (647) (森林づくり推進課) 2 公共測量の実施 (648) (県土総務課) 2 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (2件) (649・650) (技術企画課) 3 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2件) (651・652) (西部総合事務所地域振興局) 3 土地改良区の役員の就退任 (653) (東部農林事務所) 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (25) (教育総務課) 6
◇ 人委告示	選考により採用又は昇任させる職の一部改正 (3) (任用課) 6
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (住まいまちづくり課) 7 公の施設の指定管理者の代表者の変更 (境港水産事務所) 7 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 8
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (県土総務課) 8
◇ 正 誤	平成26年 8 月22日付鳥取県告示第625号中訂正 9

告 示

鳥取県告示第646号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
岩美郡 岩美町	平成26年10月2日（木）	午前10時から 正午まで	岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町役場
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成26年10月14日（火）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃

鳥取県告示第647号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市福部町湯山字高浜2164の961、2164の962、2164の966、福部町海士字高浜889の942

（2）保安林として指定された目的

飛砂の防備

（3）解除の理由

道路用地とするため

2（1）解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市福部町湯山字高浜2164の961

（2）保安林として指定された目的

公衆の保健

（3）解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第648号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地

方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（道路基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年9月10日から平成27年2月27日まで
- 3 作業地域 東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡大山町地内における一般国道9号の現道部

鳥取県告示第649号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画道路3・6・3号袋川通り右岸線
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県告示第650号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画地区計画千代水第二地区地区計画
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県告示第651号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成26年10月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年9月2日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成26年8月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人本の学校
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
植田 康夫
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市新開二丁目3-10
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、著者から読者に至る人々に対して、読書活動の推進や、言葉・文字文化及び出版文化と、その産業の振興を図り、それを支える人々の学びの場を提供する事業を行い、読者と書店の視点に立って知の地域づくりと地域文化の創造と発展に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第652号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成26年10月22日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年9月2日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成26年8月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人淀江作業所
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
吹野 理恵子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市淀江町淀江499-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、在宅生活と社会参加を支援するための事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年9月2日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

理 事	中 島 早 夫	鳥取市佐治町古市86-1
〃	茂 上 明 之	鳥取市佐治町津野240
〃	奥 田 博 美	鳥取市佐治町津無360
〃	下 田 照 男	鳥取市佐治町畑34
〃	藤 岡 重 勝	鳥取市佐治町葛谷137-2
〃	谷 本 善太郎	鳥取市佐治町森坪41
〃	長 谷 修 司	鳥取市佐治町古市241
〃	竹 村 豊	鳥取市佐治町森坪270-1
〃	森 田 広 史	鳥取市佐治町大井110
〃	松 岡 弘 志	鳥取市佐治町刈地251
〃	光 浪 則 敬	鳥取市佐治町尾際620
〃	茂 上 博 明	鳥取市佐治町津野239
〃	西 尾 憲 一	鳥取市佐治町加瀬木1334
〃	上 田 英 二	鳥取市佐治町高山465
〃	小 谷 稜 男	鳥取市佐治町加瀬木344
〃	谷 上 学	鳥取市佐治町余戸556
〃	中 谷 豊 昌	鳥取市佐治町高山79
監 事	下 石 讓	取市佐治町畑238
〃	中 谷 公 明	鳥取市佐治町高山216-3
〃	中 谷 寛 明	鳥取市佐治町高山55-3

平成26年8月11日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	中 島 安 春	鳥取市佐治町古市195-1
〃	青 柳 道 宣	鳥取市佐治町津野384
〃	奥 田 博 美	鳥取市佐治町津無360
〃	下 田 照 男	鳥取市佐治町畑34
〃	藤 岡 重 勝	鳥取市佐治町葛谷137-2
〃	森 下 道 夫	鳥取市佐治町森坪301
〃	長 谷 俊 一	鳥取市佐治町古市165
〃	田 中 活 雄	鳥取市佐治町森坪16-1
〃	森 田 広 史	鳥取市佐治町大井110
〃	下 田 智 明	鳥取市佐治町刈地206
〃	南 條 伸 一	鳥取市佐治町尾際95
〃	井 上 明 男	鳥取市佐治町余戸556
〃	田 中 豊 美	鳥取市佐治町加茂740
〃	西 尾 誠 一	鳥取市佐治町加瀬木1317
〃	上 田 祥 治	鳥取市佐治町高山466
〃	中 谷 善 孝	鳥取市佐治町高山82
〃	中 尾 修	鳥取市佐治町加瀬木362
監 事	西 村 省 一	鳥取市佐治町畑118

- 〃 田 中 敏 文 鳥取市佐治町高山96
 〃 栗 谷 幹 雄 鳥取市佐治町高山151-1
 平成26年8月12日就任 任期3年

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第25号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成26年9月2日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成26年9月5日（金）午前9時45分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 文化財の県指定について
 - (2) その他

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第3号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、平成26年9月2日から施行する。

平成26年9月2日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教</p>	<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教</p>

育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、
 介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に
 準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャル
 ワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技
 術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、
 原子力技術の職、水産種苗生産技術の職及び弁護
 士の職

(2)～(4) 略

2 略

育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、
 介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に
 準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャル
 ワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技
 術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、
 原子力技術の職及び水産種苗生産技術の職

(2)～(4) 略

2 略

公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成26年9月2日から同年11月2日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成26年11月2日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 2 大規模集客施設の名称
 (仮称) ドラッグコスモス千代水店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地
 鳥取市千代水四丁目73 外
- 4 大規模集客施設の用途
 物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積
 2,454平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
 平成26年12月15日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から代表者を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

公の施設の名称	指定管理者の名称	変更前	変更後	変更年月日
鳥取県営境港水産物地方 卸売市場及び境漁港	境港水産物市場管理 株式会社	代表取締役社長 大谷 和三	代表取締役社長 佐々木 六郎	平成26年6月19日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年9月2日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成26年10月8日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する者
		平成26年10月28日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第22会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 平成26年度鳥取県電子調達システムバージョンアップ及び機器更新業務委託一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成26年7月31日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社日立システムズ中国支社
広島県広島市中区上幟町3-33 |
| 5 契 約 金 額 | 60,249,960円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県県土整備部県土総務課
鳥取市東町一丁目220 |

正 誤

平成26年8月22日付鳥取県公報第8626号の鳥取県告示第625号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 5

行 下から1

誤 平成26年4月21日

正 平成27年4月21日